

定 款

一般社団法人医療画像教育推進機構

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人医療画像教育推進機構 という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第2章 目 的

(目的)

第 3 条 当法人は、医療画像を用いた教育のあり方について調査、研究するとともに主に医療従事者に対して関連知識の情報提供や各種セミナー等を通じてよりよい医療画像教育のあり方の提案やこれに付帯関連する諸制度を活用することにより医療画像に関する知識の普及や有効活用、また世界のヘルスケアの発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 医療用画像及び動画に関する電子雑誌の企画、制作、編集、電子出版
2. インターネットポータルサイトの企画・運営・制作
3. 医療情報の提供サービス
4. インターネットを使用した医療用画像配信システム及びネットワークの企画、運営
5. インターネットによる会員制情報提供サービス
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社 員

(資格)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより、申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、必要に応じて、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第 10 条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき
2. 総社員が同意したとき
3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回

開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 1. 社員の除名
 2. 定款の変更
 3. 解散
 4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(種別及び選任)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3 名以上
2. 監事 1 名以上
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第 25 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 113 条第 1 項による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第 26 条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第 27 条 理事会は次に掲げる職務を行う。
1. この法人の業務執行の決定
 2. 理事の職務の執行の監督
 3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第 29 条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

- 第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第 26 条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わ

る。

(事業報告及び決算)

第 27 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 貸借対照表
 3. 損益計算書（正味財産増減計画書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 28 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 29 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 30 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第 31 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 32 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。